

**【表紙】**

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月2日
【報告者の名称】	株式会社山田債権回収管理総合事務所
【報告者の所在地】	神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号 横浜S Tビル18階
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号 横浜S Tビル18階
【電話番号】	045(325)3911
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 湯澤 邦彦
【縦覧に供する場所】	株式会社山田債権回収管理総合事務所東京支店 (東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル6階) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

氏名 山田 晃久  
住所 神奈川県横浜市港北区篠原台町2 - 18

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 意見の内容

当社は、平成21年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

公開買付者は、当社の代表取締役社長を務めており特別利害関係人に該当するため、利益相反回避の観点から、当社における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していません。

また、上記取締役会では、公開買付者を除く当社の取締役及び監査役の全員が出席し、出席した取締役の全員一致で決議が行われ、出席した監査役はいずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

### (2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

公開買付者は、不動産売買、不良債権処理等に関連するコンサルティング・デューデリジェンス業務から、測量サービス業務、特定人材派遣業務等を営む企業経営の実績とそれらを通じた企業再生への取り組みの経験を有しており、現在、当社の代表取締役社長を務めているほか、司法書士法人山田合同事務所・土地家屋調査士法人山田合同事務所の社員となっております。なお、公開買付者は、本日現在、当社株式710,201株（山田債権回収管理総合事務所役員持株会（以下「役員持株会」といいます。）を通じて所有している持分に相当する当社株式69,801株（小数点以下切り捨て）を含みます。平成21年6月30日現在の当社の発行済株式総数4,268,000株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）は、約16.6%）を所有しており、特別関係者である山田由紀子、当社及びその各役員（各役員が役員持株会を通じて所有している持分に相当する当社株式（小数点以下切り捨て）を含みます。）、並びに有限会社ヤマダ及びその各役員の所有株式1,283,196株を合わせた所有株式数は1,993,397株となり、株式所有割合は、約46.7%となります。

一方、当社は、メガバンク、外資系・地域金融機関等と適切な距離を保った取引関係を構築し、どの企業グループにも属しない「独立系」サービスラーとして、不動産売買、不良債権処理等に関連するコンサルティング・デューデリジェンス業務から、測量サービス業務、特定人材派遣業務まで、様々なサービス業務をワンストップで提供しています。また最近では、中堅・中小企業の事業再生に向けて、出口を見据えた適切な融資、不動産の取得、不動産賃貸、投資等を複合的に組み合わせ、「公正」「中立」な事業再生支援の取り組みを積極的に行っているほか、平成19年1月に管理型信託業として開業した100%出資子会社である株式会社日本エスクロー信託を通じて、信託業務への取り組みを強化しています。

そのような事業環境の中、平成21年4月頃、当社の大株主である株式会社ジャスティス債権回収（以下「ジャスティス債権回収」といいます。）から、当社に対して、企業グループの投資政策の変更に伴い、その保有する当社株式の全部（694,200株、株式所有割合は約16.3%。なお、ジャスティス債権回収の提出に係る平成21年4月30日付変更報告書No. 1によれば、ジャスティス債権回収とQ and Company株式会社（以下「Q and Company」といいます。）は、当該株式について担保契約を締結しており、Q and Companyが担保権者とされております。）を処分する意向が表明されました。なお、上記ジャスティス債権回収の意向表明は、その後ジャスティス債権回収が保有する当社株式の担保権者となったQ and Companyによっても維持されました。

当社は、ジャスティス債権回収及びQ and Company（以下「Q and Companyら」といいます。）からの上記意向表明を受けて、Q and Companyらが保有する当社株式（以下「Q and Companyら保有株式」といいます。）の取扱いについて次のような検討を行い、本公開買付けに賛同の意見を表明するに至りました。

まず、当社は、既に平成19年12月26日付当社プレスリリース「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」において公表しておりますとおり、当社の事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考え、上記のとおり「独立系」サービスラーであることを重要な企業価値の源泉として位置付けております。

この点、ジャスティス債権回収はサービスラー事業を営んでおり、当社の同業者に該当します。したがって、Q and Companyがジャスティス債権回収が保有する当社株式に係る担保権を実行した上で、Q and Companyら保有株式全てを第三者に譲渡することにより、当社は「独立系」サービスラーとしての地位を強化し、企業価値を高めることが可能になり

ます。なお、当社は、同業他社が当社株式の相当数を保有している現状につき従来から問題意識を有しており、経営課題の一つと位置付けておりました。

もっとも、仮にQ and Companyら保有株式について市場売却が実行された場合、「独立系」サービサーとしての地位を維持するに相当でない想定外の第三者が株主となり、当社の企業価値が毀損されるおそれがあります。

加えて、当社株式が短期間で大量に市場に流出することにより、株価が急落するなど株価形成に不安定な影響を与え、ひいては株主共同の利益が毀損されることも懸念されます。

以上の理由から、当社は、Q and Companyら保有株式について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持しうる方法によって早期に処分される必要があると考え、具体的な方法について検討を開始いたしました。

一方で、当社は、公開買付者から、Q and Companyら保有株式について、一定の条件で公開買付けを実施したい旨の要請を受けました。かかる条件には、( )買付予定数の下限をQ and Companyら保有株式数である694,200株(株式所有割合にして約16.3%に相当します。)とし、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わないこと、( )買付予定数の上限を、買付後の株式所有割合が特別関係者を含め約65.0%となる787,100株(株式所有割合にして約18.4%に相当します。)とし、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこと、( )公開買付者がQ and Companyとの間で、Q and Companyが(ジャスティス債権回収が保有する当社株式に係る担保権を実行することを前提に)Q and Companyら保有株式の全てを、原則として本公開買付けに応募する旨合意すること、( )公開買付者の自己資金で買付けを行うこと等が含まれております。なお、下記のとおり、当該条件で公開買付けが成立した場合であっても、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)の上場廃止基準には抵触せず、当社株式の上場は維持されます。

当社は、公開買付者による提案のほか、当社による自己株式取得などの方策について、前述の企業価値ひいては株主共同の利益の維持、資本政策、当社の経済的負担、当社の財務状況及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議・検討を重ねました。その結果、本公開買付けによりQ and Companyら保有株式を処分する方法は、前述の当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持に資するうえ、当社の自己資本を毀損せず資本政策に合致し、当社の経済的負担がないため財務状況に悪影響がなく、株主の皆様に応募機会をご提供する点で株主間の公平性を確保しうることから、本公開買付けに賛同の意見を表明するに至りました。他方で、当社による自己株式取得は、当社の自己資本を毀損するうえ現時点で取得後の自己株式を適切に処分する方法が想定できず資本政策の面から適切でなく、買付資金を要する点で経済的負担が大きく当社の財務状況に悪影響を及ぼすうえ、株主の皆様に応募機会をご提供できないため株主間の公平性を適切に確保できないこと等から、Q and Companyら保有株式の処分方法として不適切であると判断いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けを通じて、公開買付者及びその共同保有者(有限会社ヤマダ及び山田由紀子)が当社の過半数を超える議決権を保有することにより、メガバンク、外資系・地域金融機関等と適切な距離を保った取引関係を構築しつつ、どの企業グループにも属しない「独立系」サービサーという当社の地位を強化することが可能となり、ひいては、かかる当社の企業価値を一層強化することを通じて当社の株主共同の利益をより向上させることができるとしております。このため、当社といたしましても、本公開買付けの実施後も当社の事業方針に変更はなく、むしろ「独立系」サービサーとしての地位強化に繋がるものと考えております。

応募推奨を行わないこと及び公開買付価格について

上記のとおり当社は本公開買付けに賛同いたしますが、本公開買付けは実質的に大株主間の当社株式売買であるため、当社は株主の皆様に応募を推奨する立場にないと考えております。また、本公開買付けにおける買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)である一株当たり300円は、公開買付者がQ and Companyと交渉の上で当社株式の市場価格を参考に決定したものです。

当社は、これらの理由から、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねることといたしました。

なお、当社は、株主の皆様の本公開買付価格に関する情報提供を行い、かつ、当社代表取締役社長である公開買付者がQ and Companyら保有株式を不当に廉価で取得する取引でないことを検証する目的で、独自に当社株式価値の算定を実施いたしました。具体的には、株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング(以下「エイ・ジー・エス・コンサルティング」といいます。)に当社株式価値の算定を依頼し、平成21年10月30日付で株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。また、エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは当社から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社株式価値を算定しました。株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて、当社の株式価値分析を行いました。エイ・ジー・エス・コンサルティングが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- (一) 市場株価法は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価法では、平成21年10月29日を評価基準日とし、直近の値付状況等を鑑みて、当社株式のジャスダック証券取引所における直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を260円から269円と算定しております。
- (二) DCF法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF法では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社の1株当たりの株式価値を297円から353円と算定しております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本書提出日現在、当社株式は、ジャスダック証券取引所に上場しております。

この点、上記のとおり本公開買付けでは買付予定数に上限が付されております。また、公開買付者は本公開買付け後に追加取得を想定しておらず、成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針です。

したがって、当社株式は、本公開買付け成立後も引き続き上場を維持する予定です。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

該当事項はありません。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者は、当社の代表取締役社長を務めており特別利害関係人に該当するため、利益相反回避の観点から、当社における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておりません。

また、上記のとおり、当社は、第三者算定機関としてエイ・ジー・エス・コンサルティングに当社株式価値の算定を依頼し、平成21年10月30日付で算定書を取得しました。

なお、本公開買付けは当社代表取締役による買付けであって利益相反関係が生じ得ることから、当社取締役会は本公開買付けに関する判断を慎重に行うことといたしました。

まず、本公開買付けに関する審議及び決議に先立ち、後記6の買収防衛策に定める独立委員会に対し、買収防衛策の発動要否に加え、本公開買付けが当社にとって必要性・相当性を有するものか否かについて諮問いたしました。その結果、独立委員会から、本公開買付けは当社にとって必要性・相当性を有するものであるとの答申を得ております。

また、当社取締役会は、末吉綜合法律事務所に本公開買付けにおける意思決定方法その他の留意点に関する助言を求めました。末吉綜合法律事務所は、当社取締役会から本公開買付けによって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けたほか、助言にあたり一定の情報を受領し、公開買付者側に対し、本公開買付けに関する質疑応答を行っております。当社取締役会は、末吉綜合法律事務所から受けた本公開買付けにおける利益相反関係やQ and Companyら保有株式の処分方法を選択する際の判断基準等についての説明、及び取締役会における審議及び決議の方法、第三者機関による当社株式価値の算定、独立委員会への諮問手続に関する助言を踏まえ、上記の各措置を講じました。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成21年10月30日、Q and Companyとの間で、Q and Companyが（ジャスティス債権回収が保有する当社株式に係る担保権を実行することを前提に）保有する当社株式の全てを、原則として本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

公開買付者が、本公開買付けを開始した場合、Q and Companyは、原則として、その所有する当社株式694,200株全部につき、本公開買付けにおいて売付けの申し込みを行い、その他必要な手続きを行うこと。

Q and Companyは、公開買付者に対して、本公開買付けにおいてその保有する当社株式について売り付けの申し込みをする時点において、保有当社株式を適法かつ有効に取得・保有しており、その旨がQ and Companyの振替口座における保有欄に記載又は記録されており、かつ、保有当社株式について、いかなる先取特権、担保権、売買予約、請求権その他の負担も存在せず、Q and Companyによる保有当社株式の売付けの申込みを妨げるいかなる事由（法令等、契約等上の制約を含む。）も存しないこと、及び、保有当社株式について、振替の申請により公開買付者の振替口座における保有欄に当該譲渡に係る増加の記載又は記録がなされた時点で、公開買付者は保有当社株式について一切の負担のない完全な権利を取得することについて、真実かつ正確であることを表明し、保証すること。

Q and Companyは、公開買付者以外の第三者との間で、保有当社株式の譲渡、担保提供、公開買付けにおける売付けの申込みその他の処分に関して、申込、勧誘、協議、情報提供、交渉、合意等を一切行わないものとし、また、Q and Companyのアドバイザー・代理人その他Q and Companyが実質的に支配権を有する第三者等をしてかかる行為を行わせないものとする。なお、Q and Companyは、第三者からかかる行為についての申込等を受領した場合には、公開買付者に対し、当該申込等を受領した事実を直ちに通知するものとする。但し、Q and Companyが、第三者から買付価格の20%以上の価格にて、保有当社株式の譲受の申込みを受けた場合は、この限りではない。

## 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
山田 晃久	代表取締役社長		710,201 (69,801)	7,102 (698)
湯澤 邦彦	常務取締役	管理本部長 総務部長	11,675 (2,475)	116 (24)
山崎 祐民	取締役		1,000 (0)	10 (0)
清水 紀代志	取締役		5,347 (5,347)	53 (53)
大谷 明弘	取締役		0 (0)	0 (0)
細江 昌宏	常勤監査役		0 (0)	0 (0)
戸田 譲三	監査役		8,759 (2,259)	87 (22)
早勢 要	監査役		2,315 (2,315)	23 (23)
計	-	-	739,297 (82,197)	7,392 (821)

(注1) 所有株式数及び議決権数は提出日現在のものです。

(注2) 所有株式数中の( )の数は、当社の役員持株会を通じた所有株式数(内数)です。議決権数中の( )の数は、当社の役員持株会を通じた議決権数(内数)です。

(注3) 監査役戸田譲三及び監査役早勢要は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注4) 取締役清水紀代志及び取締役大谷明弘は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

## 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

## 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

当社は、「大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(平成20年3月28日開催の定時株主総会にて更新しています。)を導入しておりますが、平成21年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けを友好的な買付と認め、当該買収防衛策に基づき適用を除外する旨決議しております。

なお、本公開買付けは当社代表取締役による買付けであって利益相反関係が生じ得ることから、当社取締役会は上記判断を慎重に行うことといたしました。具体的には、上記判断に先だち、買収防衛策に定める独立委員会に買収防衛策の発動要否等について諮問し、発動が不要であること等の答申を得ております。

## 7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

## 8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上